

エスペラント語の政治理論

岡崎, 晴輝
九州大学大学院法学研究院 : 教授

鎌田, 厚志
九州大学大学院法学研究院 : 助教

<https://doi.org/10.15017/1832047>

出版情報 : 政治研究. 63, pp.1-32, 2016-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン :
権利関係 :



エスペラント語の政治理論

岡崎晴輝／鎌田厚志

第一節 序論

第二節 キムリツカの「土着語による政治」論

第三節 ヴァン・パレイスの「言語的正義」論

第四節 エスペラント語の擁護論

一 中立性・平易性

二 弁証法的発展

第五節 結論

Resumo

Ĉi tiu artikolo defendas Esperanton kiel la plej taŭgan internacian lingvon. La angla fakte fariĝas la plej vaste uzata internacia lingvo en la nuntempa mondo. Politikaj teoriistoj komencis esplori la temon de internacia lingvo. Will Kymlicka, en *Politics in the Vernacular* (2001), emfazas la gravecon de la politiko en la indiĝena (*vernacular*) lingvo. Ni ne pensas, ke la tezo estas sufiĉa. Ĉar oni bezonas internacian lingvon, kiu estas neŭtrala kaj simpla, kune kun nacia lingvo por funkciigi deliberativan demokration. Aliflanke, Phillipe Van Parijs, en *Linguistic Justice for Europe and for the World* (2011), defendas la anglan kiel la internacian komunan lingvon. Laŭ Van Parijs, oni bezonas la anglan por realigi internacian justecon. Kaj oni povas mildigi la maljustecon kaŭze de la uzado de la angla kiel internacia lingvo. Ni ne konsentas la argumentojn de Van Parijs. Van Parijs nur pravigas la lingvan maljustecon. Laŭ nia opinio, nur Esperanto taŭgas por internacia lingvo. Tamen, ĉu Esperanto povas disvastiĝi en la epoko de la angla? El la dialektika vidpunkto, la respondo estas jes. Paradoxse, Esperanto disvastiĝos *pro* la disvastigo de la angla. Ĉar kaj nedenaskuloj kaj denaskuloj de la angla fariĝos malkontentaj pri la disvastigo de la (internacia) angla. Plue, scio de la angla faciligos lernadon de Esperanto. Samtempe, Esperantistoj devas atente adopti angleskajn vortoradikojn en la epoko de la angla.

第一節 序論

グローバルゼーションを背景に、国際語は、現代政治理論における最も重要な論点の一つになっている。ここで国際語とは、母語を異にする人々同士が意思疎通のために使用する言語を意味している。⁽¹⁾

現実政治においても政治理論においても多言語主義の理念が存在しているが、実際には、英語が事実上の国際語になりつつある (Crystal 2003)。たとえば欧州連合 (EU) では、加盟国の二四の言語を公用語と規定している。そして、膨大な支出を引き受けつつ、二四言語の同時通訳を付けるとともに、二四言語による公文書を作成している。しかし作業語としては、フランス語等も使用されているが、英語が使用されることが多い (Ammon 2012: 579-585)。EUはまた、EU市民が「母語プラス二言語」を習得するという目標を掲げているが、圧倒的地位を占めているのは英語である (金箱 2014: 16-26, 28-29)。二〇一二年の調査では、英語は「子どもたちが学べば役に立つと思う外国語」であると回答した者は七九%に上り、ドイツ語 (二〇%)、フランス語 (二〇%)、スペイン語 (一六%) を大きく引き離している (金箱 2014: 21)。

日本でも、政府や財界が旗振り役となり、英語化政策を推進している。小学校では、英語が教科として導入されるようになっている。大学においても、英語による授業が増加しつつある。行政機関や企業も、職員や社員に英語力を求めるようになってきている。『英語の害毒』(二〇一五年六月)や『英語化は愚民化』(二〇一五年七月)といった、英語化に警鐘を鳴らす新書が相次いで公開されていることは、英語化が強力に推し進められていることへの強い危機意識の現れであるといえるであろう (永井 2015; 施 2015)。

近代化の過程では「普遍語」(ラテン語)から「土着語」への転換が生じたが (施 2015: 46-66)、現在、「土着語」から「普遍語」(英語)への転換が生じつつあるようにみえる。ピーター・バークによれば、近世のヨーロッパ大陸においては、英語習得の優先順位は高くはなかった。英語は大使が知っておくべき七言語——ラテン語、ギリシャ語、イタリア語、フランス語、イスパニア語、ドイツ語、トルコ語——に入っていなかった (Burke 2004: 115 = 2009: 160)。しか

し、イギリスやアメリカの政治的・経済的・文化的ヘゲモニーを背景に、英語が国際語（リンガ・フランカ）としての地位を占めつつある。ロバート・フィリップソンが言うように、「リンガ・フランケンシュタイン」（lingua frankensteinia）になりつつあるとさえいえるかもしれない（Phillipson 2009: ch.7⁽²⁾）。

こうしたなか、政治理論家も国際語に注目するようになってきている（『政治概念の歴史的展開』シリーズに「国際語」という論考が収められていることは、そのことを示している〔寺島 2015〕）。政治理論家は概して、討議民主主義における「土着語」（the vernacular）の重要性を論じてきた。ウイル・キムリツカは、後述するように留保を付けてはいるものの、「民主政治は土着語による政治である」（democratic politics is politics in the vernacular）と端的に定式化している（Kymlika 2001: 213 = 2012: 299⁽³⁾）。日本でも、リベラル・ナショナリストの白川俊介が、後述するアルキブージを批判しつつ、キムリツカの「土着語による政治」テーゼを擁護している（白川 2012: 71-77）。日本を代表するリベラル・ナショナリストであり、白川の指導教員でもあった施光恒は、英語化は「愚民化」をもたらすとし、英語化政策に異を唱えている（施 2015）。施によれば、公正な世界秩序とは「積極的に学び合う、棲み分け型の多文化共生世界」であり、「母語で豊かな人生が送れる世界を作る」べきである（施 2015: 224-237）。「日本が本場に目指すべきは、日本人の英語力強化ではない。目指すべきは、非英語圏の人々が、安心して日本人と同じくらい英語が下手でいられる世界の実現である」（施 2015: 236）。我々は、討議民主主義における「土着語」の重要性に同意したいし、「積極的に学び合う、棲み分け型の多文化共生世界」の構想にも一定程度同意したい⁽⁴⁾。しかし、それに加えて、ネイションを越えた討議民主主義を可能にする国際語の必要性も主張したい。

こうしたリベラル・ナショナリズムに対抗して、国際語としての英語を擁護する政治理論家も存在する。その代表格であるフィリップ・ヴァン・パレイスは『ヨーロッパと世界のための言語的正義』（二〇一一年）——以下「言語的正義」と略記——において、キムリツカの「土着語による政治」テーゼを批判し、国際語としての英語を擁護している（Van Paris 2011）。他方、マッテオ・ポノツティは、キムリツカと同じ「リベラルな文化主義」の立場から「土着語なき政治」（politics without the vernacular）を擁護している。ポノツティによれば、EUは、受動的言語能力（聴解力、読解力）

よって意思疎通を図る「受容的多言語主義」(receptive multilingualism)を目指すべきであるが、それがうまくいかなければ、英語を国際語にするのが「次善の策」だというのである (Bonotti 2013: 201-204)。我々は、国際語の必要性については同意したが、最善であるにせよ次善であるにせよ、英語を安易に擁護している点には同意できない。

他方、エスペラント語を擁護する政治理論家もいないわけではない。⁶⁾ 言語的コスモポリタニズムを主張するグニエーレ・アルキブージは、キムリツカを批判し、「エスペラント語」による政治を主張している。しかし、そこでの「エスペラント語」とは「メタファー」にすぎず (Archibugi 2005: 537)。「土着語」による政治と英語による政治を擁護している (Archibugi 2005: 552-553)。これにたいして、文字通りエスペラント語を擁護する政治理論家もいる。寺島俊穂は『エスペラントと平和の条件』(二〇一一年)において、言語民主主義という観点からエスペラント語を正当に評価すべきではないか、と問題提起している (寺島 2011: 44-51)。寺島は『現代政治とシテイズンシップ』(二〇一三年)においても「多言語的環境を言語政策によって維持していくとともに、エスペラントのような、どの民族の言語でもない計画言語を国際公用語の一つとして用いていく可能性を真剣に検討すべきである」と論じている (寺島 2013: 200)。

我々も「土着語」による討議民主主義を擁護するとともに、エスペラント語による討議民主主義も擁護したい。⁷⁾ ただし、次の二つの修正を加えたい。第一に、英語からエスペラント語への弁証法的発展という論拠を追加し、エスペラント語を擁護する論拠を補強することにした。第二に、英語時代という現代的条件を踏まえ、エスペラント語は英語的な語根を採用すべきである——ただし混乱を招かないためにも慎重に——と論じたい。

我々の判断では、進行しつつある「英語支配」(津田 1990; 津田 2003; 津田 2006)ないし「言語帝国主義」(Phillipson 1992 = 2013; Phillipson 2009)を放置しておいては、国内・国際を問わず、討議民主主義の基礎は崩れかねない。「土着語」による討議民主主義を維持するためにも、地球規模の討議民主主義を発展させるためにも、公正な国際言語秩序の構想が欠かせない。そしてそれは、特定の「国家」群の言語である英語によって実現することは不可能である。いかなる「国家」の言語でもない、それゆえ、すべての地球市民の言語でありうる人工言語ないし計画言語が求められている。そしてそれは、エスペラント語を措いてほかにない。

ただし我々は、英語ではなく 에스ペラント語を擁護する、という立場は採らない。英語の実用性にたいして 에스ペラント語の中立性・平易性を対置したとしても、英語支配を打破することは難しい。むしろ我々は、英語から 에스ペラント語への弁証法的発展に注目したい。フリードリッヒ・エンゲルス『反デューリング論』第一篇第二章の定式化に倣って言えば、英語の量的普及が質的転化をもたらし、へ英語の普及にもかかわらずではなくへ英語の普及ゆえにへ 에스ペラント語が国際語として普及していくであろう（ただし、そうした国際語革命は自ずから生じるのではなく、市民一人ひとりの言語実践によって生じるであろう）。

こうしたテーゼを政治理論の文脈のなかに位置づけるため、現代政治理論をリードする二人の理論家の言語政治学を検討していくことにしたい。まず「土着語による政治」を擁護するウィル・キムリッカの『土着語の政治』を批判的に検討し、中立性・平易性の要件を満たした国際語の必要性を示したい（第二節）。次に、国際語としての英語を擁護するファイリップ・ヴァン・パレイスの『言語的正義』を批判的に検討し、国際語としての英語が正義に適っていないことを示したい（第三節）。最後に、エスペラント語の中立性・平易性という論拠と、英語から 에스ペラント語への弁証法的発展という論拠を挙げて、国際語として 에스ペラント語を採用すべきであると論じたい。ただし、英語時代という現代的条件を踏まえ、英語的な語根を慎重に採用していくべきであるとも提言するであろう（第四節）。

第二節 キムリッカの「土着語による政治」論

最初に採りあげたいのは、現代政治理論における指導的理論家であるウィル・キムリッカの「土着語による政治」(politics in the vernacular) 論である。周知のように、キムリッカは多文化主義の理論に多大な貢献をし、マイノリティーの言語権を理論化した。その一方で、国際語による討議民主主義には懐疑的な姿勢を崩していない。

キムリッカは『土着語の政治』(二〇〇一年)に収録された共著論文「コスモポリタニズム、国民国家、マイノリティー・ナショナリズム」(一九九九年)において、リベラル・ナショナリズムの主張を次の三点に要約している。第一に、「社

会正義」(social justice)のためには、共通のアイデンティティーやメンバーシップがなければならぬ。仮に犠牲を払ったとしても、それが互恵的であるとの強い信頼がなければならぬ。それがなければ、人々は、社会正義のために自己犠牲を甘受しようとはしないであろう。第二に、「討議民主主義」(deliberative democracy)のためには、信頼関係が必要になるであろう。第三に「個人的自由」(individual freedom)のためには、個人の選択を意味あるものにする国民文化が必要になるであろう (Kymlicka 2001: 224-229 = 2012: 315-321)。

キムリック(とシュトレーレ)は、こうしたリベラル・ナショナリズムの主張に全面的に同意しているわけではない。国民国家の重要性に加えて、国家内に存在するマイノリティ・ネイションの権利保護の重要性、ネイションを越えた制度の重要性を強調している。もちろん、国民国家の重要性を否定しているわけではない。三つのレベル——マイノリティ・ネイション、国民国家、ネイションを越えた制度——を公平に取り扱う政治理論が必要であるとしている (Kymlicka 2001: 240 = 2012: 337)。その意味において、キムリックは、コスモポリタンと峻別されたりベラル・ナショナリストのではない⁽⁸⁾。たしかに、キムリックは『土着語の政治』第一〇章において、「伝統的な啓蒙的コスモポリタリズム」にたいしてリベラル・ナショナリズムを擁護していると明言している。しかしその直後に、両者には共通点もあり両者の対立を過大視すべきではないと釘を刺している。そして、リベラル・ナショナリズムは「コスモポリタニズムの再定義」を伴うと明言している (Kymlicka 2001: 218-220 = 2012: 305-307)。同書第一章においても「よりコスモポリタニズム的な政治理論の構想の必要性」を訴えかけている (Kymlicka 2001: 234-240 = 2012: 328-336)。

とはいえ、寺島俊穂が指摘しているように、キムリックが『土着語の政治』において「地球社会のなかで民主主義を機能させる条件については考察を進めていない」ことも事実である (寺島 2011: 20)。キムリックによれば、ネイションを越えた政治制度は「民主主義の赤字」に苦しんでいる。市民の声は届きにくく、正当性を感じにくい。こうした苦境を前にして、コスモポリタンは民主主義をネイションを越えた政治制度に適用しようとしている。しかし、そうしたコスモポリタン・デモクラシーが現実的であるかどうかは疑わしい。たとえば、多くのEU市民は、欧州議会を強化する

ことを望んではいない。そうではなく、欧州評議会における各国政府の行動について、各国政府の説明責任を強化することを望んでゐる (Kymlicka 2001: 324-326 = 2012: 459-462)。キムリツカによれば、

デンマーク人は、ヨーロッパにたいしてデンマークの立場はいかにあるべきかを、デンマーク語で議論したがっている。EUが何をなすべきかについて、ヨーロッパ規模の議論を（英語で？）始めることには、ほとんど関心を示してはいない。彼らは、EUについて民主的議論をすることに強い関心を抱いているが、彼らがしたがっているのは、「我々ヨーロッパ人は何をなすべきか」を他のヨーロッパ人と議論することではない。むしろ、我々デンマーク人は何をなすべきかを、デンマーク語で相互に議論したがっている。(Kymlicka 2001: 324-325 = 2012: 460)

注目すべきは「英語で？」(in English?)というフレーズである。キムリツカは唐突に英語を持ちだしているばかりか、それに疑問符を付けている。ここにいるのは「土着語」に敏感なキムリツカではなく、国際語に鈍感なキムリツカである。

このようにキムリツカは、ネイションを越えた制度の重要性を否定していないが、一般市民が国際語で討議することは主張しない。むしろ、討議民主主義における「土着語」の重要性を強調し、「土着語による政治」を積極的に擁護している。キムリツカによれば、一般市民が政治的討議をする際、彼／彼女の土着語を使用すれば「違和感がない」(Feel comfortable)であろう。国際語を流暢に話し、かつその技能を維持する余裕があるのは、エリートに限られている。いわんや、政治的討議においては、微妙なニュアンスをマスターしなければならない。ネイションを越えた政治では、特定の争点に特化したり、エリート支配になったりしやすいというのである (Kymlicka 2001: 213-214 = 2012: 299)。

さて、こうしたキムリツカの議論は、説得力を持っているのであろうか。我々は、キムリツカが「土着語による政治」テーゼを提起し、コスモポリタニズムのナイーブさに切り込こんだ点を高く評価したい。その意味において、我々は、『土着語の政治』は「保守的政治家のためのマニュアル」(König 2001: 58)であるなどと一刀両断しようとは思わない。

キムリツカがコスモポリタニズムの問題意識を共有しつつ、自由、民主主義、社会正義におけるネイションの重要性、言語に限定して言えば、民主主義における「土着語」の重要性を強調したことの意義は、いくら強調してもしすぎることはないであろう。

しかし同時に、キムリツカの「土着語による政治」テーゼを全面的に受容することもできない。すでに言及したように、マツテオ・ポノツティは、キムリツカと同じ「リベラルな文化主義」の立場から、キムリツカの「土着語による政治」テーゼを批判し、「土着語なしの政治」を擁護している。ポノツティによれば、ほとんどの政治体制は言語的に多様であり、マイノリティ・ネイションや移民を排除しないためには、言語の境界線を越えた民主主義が欠かせない(Donofri 2013: 199-200)。我々は、ヴァン・パレイスを援用して、エスペラント語には実現可能性がないと切り捨てるポノツティの議論に与することはできない。しかし、「土着語なしの政治」の必要性を主張する点では、ポノツティのキムリツカ批判に同意したい。

たしかに、キムリツカが主張するように、市民は「土着語」でこそ、政治的諸問題について十分に討議することができるであろう。しかしこのことは、国際語による討議の必要性を否定することにはならない。討議民主主義を機能させるためには、少なくとも次の二つの理由で、「土着語」だけでなく、中立性・平易性の要件を満たした国際語が求められるであろう。

第一に、中立性・平易性の要件を満たした国際語がなければ、ネイションを越えた民主主義はエリート支配に陥ってしまうであろう。たしかに、通訳を付ければ、一般市民同士がネイションを越えた討議をおこなうことも不可能ではない(内田 2014)。また、言語を共有していなくても、まったく意思疎通ができないわけではない(杉田 2001: 63-65を参照)。しかし、通訳を付けた討議は多額の費用を要するため、例外的にしか実現しえないであろう。また、施光恒が指摘しているように、「片言の言語」では市民同士の討議は不可能であり、結局はエリート支配をもたらしてしまうであろう(施 2015: 104-105)。

ここで、テクノロジーの発達がコストの問題を解決してくれるのではないか、という疑問が生じるかもしれない。た

しかに機械通訳や機械翻訳は、言語の壁を乗り越える便利な道具になっていくであろう (Ostler 2010: ch. 11)。しかし、国際語がなければ、そもそも通訳や翻訳に値する言説を特定し、機械通訳や機械翻訳にかけることすらできないであろう。国際語は、機械通訳や機械翻訳を活用するためにも欠かせない。さらに言えば、機械通訳や機械翻訳による誤訳の可能性を減らすためには、その国際語は平易性を備えていることが望ましいであろう。

第二に、中立性・平易性の要件を満たした国際語がなければ、疑似国際語である英語による言語支配ないし言語帝国主義を放置し、ネイション間に言語格差や文化支配をもたらさざるをえない。のみならず、ネイション内にも言語格差をもたらさざるをえない。たしかに、多言語主義政策を採用すれば、英語支配に一定程度の歯止めをかけることはできるであろう。しかし、多言語主義を採用しているEUでさえ、特に作業語は英語(やフランス語等)に限られている (Amnon 2012: 579-585)。ましてや、EU外の国際コミュニケーションでは、英語が使用されることが圧倒的に多い。中立性・平易性の要件を満たした国際語なしには、英語支配ないし英語帝国主義を克服することはできないであろう。キムリツカも、これら二つの論拠——前者はコスモポリタニズム的論拠であり、後者はリベラル・ナショナルリズム的論拠である——に理解を示すかもしれない。しかし、一般市民が「土着語」に加えて国際語を習得し、その能力を維持することは、望ましいとしても非現実的なのではないか、という反論が返ってくるに違いない (Kymlicka 2001: 217-2012: 303)。

たしかに、すべての市民が国際語を高い水準で習得するのは難しい。二〇一二年調査でも、母語以外で会話が可能なEU市民は約五四パーセントにとどまっている (金箱 2014: 14-16)。しかし、一般市民が母語以外の言語を習得し、その能力を維持することは不可能ではない。いわゆる小国のなかには、好成績を示す国も少なくない。二〇一二年調査によれば、たとえばベルギーでは、七二パーセントの市民が、少なくとも母語以外の一言語の会話能力を備えている (金箱 2014: 14-16)。キムリツカは「個人的バイリンガリズム」が失敗した例としてベルギーを挙げているが (Kymlicka 2001: 217=2012: 303)、『そうした断定は事実反している。

これにたいしては、EU市民は言語体系の近い外国語を習得しているにすぎない、という再反論が返ってくるかもし

れない。たとえば、まったく言語体系の異なるアジア諸国の市民が英語を習得するのは容易ではない。教育工学の実験では、非ヨーロッパ言語話者が英語を話す場合、ヨーロッパ言語話者の場合に比べて、脳への負荷が大きくなるようである(木下 2008: 26-29; 永井 2015: 95 も参照)。しかし、文法や語彙を平易にした国際語であれば、一般市民が国際語を習得することは、相対的に容易であろう。 에스ペラント語は、後に見るように、そうした平易性の要件を満たした言語である。

ところが、キムリツカは「普遍語の夢は一九世紀に死に絶えた」(Kymlicka 2001: 205-2012: 288)と記し、 에스ペラント語を一顧だにしていない。しかし周知のように、 에스ペラント語が誕生したのは一九世紀後半であり、その運動の最盛期は二〇世紀初頭である(에스ペラント語の歴史については、リンス 1975; 田中 2007 を参照)。キムリツカの「土着語による政治」論は、 에스ペラント語に関する無知ないし無視のうえに築かれたナイーブな言語政治学なのではないか、との疑念を禁じえない。¹⁰⁾

第三節 ヴァン・パレイスの「言語的正義」論

ベルギーの政治理論家であるフィリップ・ヴァン・パレイスは『言語的正義』(二〇一一年)において、英語を国際語(*lingua franca*)として擁護すると同時に、各言語共同体内における特定言語の強制を擁護している。最近の論考では、同書の論旨を「国際語十言語的領土性」(*lingua franca + linguistic territoriality*)と定式化している(Yan Paris 2016: 138)。『言語的正義』はオックスフォード政治理論シリーズの一冊であり、言語政治学の「記念碑的著作」(Peled 2015: 119; De Schutter and Robichaud 2016: 1)であるといえるであろう。雑誌 *Critical Review of International Social and Political Philosophy* の第一八巻第二号(二〇一五年)は『言語的正義』の特集を組み、『言語的正義』を検討した九論文とヴァン・パレイスによる応答を掲載している。¹¹⁾

ヴァン・パレイスは『言語的正義』において、国際語としての英語に不正義が伴うことを認めつつも、そうした不正

義を緩和しようとする意を尽くしているが、そうした考察に入る前に、英語が国際語として普及してきたマイクロ・メカニズムを分析している。ヴァン・パレイスによれば、言語普及の第一のメカニズムは「役に立つ可能性の高い言語の学習」(probability-driven language learning)である。ある言語学習が相互理解に役に立つと見込まれれば見込まれるほど、その言語を学習する「動機」(motivation)は高まるであろう。また、ある言語が使用されると見込まれれば見込まれるほど、その言語を学習する「機会」(opportunity)にも恵まれるようになるであろう。そして、動機と機会は相乗効果をもたらすであろう (Van Paris 2011: 11-13)。言語普及の第二のメカニズムは「マキシ・ミンの言語使用」(maxi-min language use)である。⁽¹²⁾ 複数の言語を使用する人々のコミュニケーションでは、いかなる言語が使用されるのであろうか。そこでは「自己中心的」(egocentric)基準に従って、各人にとって最も心地よく流暢に話せる言語が使用されるわけではないし、「民主的」(democratic)基準に従って、マジョリティの言語が使用されるわけでもない。また、「最大平均」(maxi-mean)基準に従って、平均して最もよく知られている言語が使用されるわけではないし、「公平な分業」(fair division)基準に従って、参加者数に比例して参加者の言語がすべて話されるわけではない。そうではなく、最も下手な参加者が最もよく知っている言語、すなわち「マキシ・ミン」(maxi-min)言語が採用される (Van Paris 2011: 13-15)。これら二つのマイクロ・メカニズムが相乗効果をもたらし、英語は爆発的に普及するようになっていく。これが「マキシ・ミン・ダイナミクス」(maxi-min dynamics)である (Van Paris 2011: 15-17)。

ヴァン・パレイスは、このように英語普及のマイクロ・メカニズムを分析した後、正義に適った国際語とは何かを考察している。その際、主要な批判対象は、すでに見たキムリックカの「土着語による政治」テーゼである。ヴァン・パレイスによれば、キムリックカは、政治的討議において「違和感がない」のは「土着語」を使用する場合に限られると論じている。しかし、この語句を強く解釈した場合、政治参加の際に必要な「語気、概念、話術」を学習するのは、外国語を学習すること以上に難しい。他方、「違和感がない」ということを弱く解釈した場合、ほとんどの市民は、外国語で政治的討議をするときでさえ、違和感を覚えないであろう。事実、ヨーロッパの幾つかの国々は、すでにそうした段階に到達しているというのである (Van Paris 2011: 30-31)。

こうした楽観的観察を前提にしたうえで、ヴァン・パレイスは、国際語としての英語に言語的不正義が伴うことを認めつつも、その不正義は緩和されると論じている⁽¹³⁾。そして、そうした正当化をするために、正義を三つに分類・検討している。

第一に、ヴァン・パレイスは、国際語としての英語が「公平な協働」(fair cooperation)に及ぼす影響を考察している。ヴァン・パレイスによれば、英語を母語とする人々(Anglophones)は、英語を母語としない人々(non-Anglophones)に英語学習の負担を負わせ、彼らの学習に「ただ乗り」(free riding)している。その結果、不正義が生じていることは疑いない。それを是正するためには、英語学習の費用と便益が一致するように補償する政策、たとえば国際的な言語税を採用することが考えられるであろう。しかし、それが実現する見通しは暗い。だが、英語を母語としない人々が英語圏の知的生産物に「ただ乗り」することができれば、そうした「相殺的なただ乗り」(compensatory free riding)によって不正義は緩和されるであろう。インターネット上には、英語で書かれた無料のコンテンツが膨大に存在する。知的財産権による保護は、非英語圏には厳格に適用されるべきではない(Van Paris 2011: ch. 2, p. 208)。

第二に、ヴァン・パレイスは「機会均等」(equality of opportunity)としての正義に目を転じ、個人資産としての国際語が各人に公平に分配されているか否かを検討している。ヴァン・パレイスによれば、英語が国際語であれば、英語を母語とする者は、とりわけ雇用面で有利になる。そうした不平等に取り組む最善の方法は、公用語体制を変更したり、言語的に不利な人々に再分配したりすることではなく、英語の普及を加速させることである。その際、英語だけで学ぶ学校教育は有効ではあるが、非常に高くつく。これにたいしてマスメディアやインターネットは、適切な措置(吹き替えの禁止など)を採りさえすれば、英語学習のコストを格段に下げられるであろう。英語を母語としない人々がこれらのメディアを通じて日々英語に接するようになれば、英語を母語とする人々の優位性は低下し、それどころか逆転しさえするであろう(Van Paris 2011: ch. 3, p. 208)。

第三に、ヴァン・パレイスは「対等な評価」(parity of esteem)、すなわち構成員が等しく尊重されているか否かも考察している。ヴァン・パレイスによれば、たしかに英語が国際語になれば、英語を母語としない人々は尊重されないこ

となり、公平とはいえない。しかし、言語共同体内で特定の言語を強制することを認めるようにし、言語的多様性を確保すれば、そうした不正義は緩和されるであろう (Van Paris 2011: chs. 4 and 5, p. 208)。ただし、言語的多様性それ自体に価値があると捉えるべきではない (Van Paris 2011: ch. 6)。

こうしたヴァン・パレイスの議論は、説得力を持つているのであるか。三つの論拠を順次検討していくことにしたい。まず、「相殺的なただ乗り」という第一の論拠は妥当なのであるか。木村護郎クリストフは、ヴァン・パレイスにおける「相殺」は「ゆがんだ「相殺」にすぎず「近代国民国家の同化論の国際版」にすぎない、と指摘している (木村 2013: 192)。我々もこの評価に同意したうえで、二つの論拠を挙げたい。

第一に、英語を母語としない人々は、英語圏の知的生産物を享受しているが、ヴァン・パレイスが力説するように無料料で享受しているわけではない。たしかに、インターネット上には、英語による無料コンテンツが溢れている。しかし、有益なコンテンツは多くの場合、知的財産権によって保護されている。今後、知的財産権の国際的保護が強化されることはあっても、それが緩和されることはないであろう。我々は、キムリツカ『土着語の政治』やヴァン・パレイス『言語的正義』を読むためにオックスフォード大学出版局に代金を支払っているのである。いわんや、映画やテレビ番組ともなれば、莫大な放映権料が発生していることは言うまでもない。

第二に、ヴァン・パレイスは、英語以外の言語が国際語であったとしても「相殺的なただ乗り」という論拠が成り立つか否かを考察していないため、説得力に乏しい。たとえば、仮に日本語が国際語としての地位を確立していると想定しよう。その場合、日本語を母語としない人々が日本語を学べば、そうした人々は、日本語圏の知的生産物にたいする「相殺的なただ乗り」をしていることになるであろう。しかし、そうした非対称的な言語秩序関係を世界に強いた場合、「相殺的なただ乗り」によって不正義が緩和されると言えるのであるか。ヴァン・パレイスは、決して同意しないに違いない。英語だけにそうした特権的地位を与えるとすれば、公正な論拠とはいえない。

次に、「機会均等」に関する第二の論拠に移りたい。たしかに、メディアの発達は、英語を母語としない人々の英語習得の負担、特に経済的負担を相対的に容易にするであろう。しかし、次の二つの批判が生じるであろう。

第一に、いかにメディアが発達したとしても、英語を母語としない人々は英語を習得するために、英語を母語とする人々以上の負担を負わなければならない。たしかに、英語を母語としない人々も、幼少の頃からマスメディアやインターネットを通じて英語に接すれば、英語を「自然に」習得しやすくなるであろう。しかし、そこで身に付けることのできる言語能力には限界があり、高度な言語能力を身に付けるためには、「土着語」に加えて、英語の学校教育を受けなければならないであろう。英語を母語としない人々は、英語を母語とする人々には必要のない外国語学習の負担を甘受しなければならぬ。英語を母語とする人々との格差は歴然としている。

第二に、仮にメディアの発達が英語学習を容易にするというのであれば、同じようにメディアの発達はエスペラント語学習を容易にするのではないか、という批判も生じるであろう。Jernut (<http://ja.jernut.net/>) のように無料でエスペラント語を学習できるサイトが存在している。たしかに、今のところ、英語によるコンテンツは圧倒的に多い。しかし、エスペラント語による無料サイトや無料放送も存在している。メディアの発達は、エスペラント語の学習も容易にする条件であり、英語に固有の条件ではない。

それでは、「対等な評価」に関する第三の論拠はどうだろうか。たしかに、言語共同体に特定の言語を強制する権利を付与することは「対等な評価」の維持に寄与するであろう⁽¹⁴⁾。しかし、十分ではない。「土着語」については「対等な評価」という感覚を抱くことはできないが、国際語については「対等な評価」という感覚を抱くことはできないであろう。デニス・レオームが指摘しているように、ネイションを越えた領域における不平等な地位は、それとは別の領域における平等な地位によっては解消されえない (Réaume 2016: 74; cf. Van Paris 2016: 146-147)。それゆえ「言語的領土性」によつては、国際語としての英語に付随する不正義を是正することはできない。

我々は、ヴァン・パレイスの挑戦には敬意を表したい。しかし、これまで検討してきたように、『言語的正義』の核をなす三つの論拠に同意することはできない。それだけではない。そもそも、ロバート・フィリップソンが指摘しているように、『言語的正義』は「言語的正義というよりも言語的支配を正当化している」(Phillipson 2012: 380) のではないか、との疑念を禁じえない。

ヴァン・パレイスは『言語的正義』の「結論」において、同書の主張を手際よく要約している (Van Paris 2011: 208)。ここで注目すべきは、いずれの論拠も Yes, it is unfair that A. But B という論法になっていることである (ただし、第三の論拠では But は存在しない)。Yes, B. But it is unfair that A のように逆にすることもできるといふのに。この点を考えれば、次のように判断せざるをえない。ヴァン・パレイスは言語的正義を擁護しようとしているが、実のところ、言語的不正義を正当化しているにすぎない、と。ヴァン・パレイスが「言語的公平性の考慮」は「効率性の考慮」に従属すべきであると明言していることは、そのことを裏付けている (Van Paris 2011: 46)。ヴァン・パレイスが言語的正義を論じたかったのであれば、「無知のヴェール」に覆われた人々が、いかなる言語を国際語に採用するかを思考実験してみることがあつたであろう。

第四節 エスペラント語の擁護論

一 中立性・平易性

我々は、現代政治理論をリードする二人の理論家の言語政治学を批判的に検討してきた。それを通じて、中立性・平易性の要件を満たした国際語が必要であること、そして英語が国際語に相応しくないことを論じてきた。次に、以上の検討を踏まえつつ、望ましい国際語は英語ではなくエスペラント語であることを示したい。

第一に、特定の「国家」の国語である英語を国際語に流用することは、英語を国語とするネイションと、英語を国語としないネイションとのあいだに不平等をもたらさざるをえない。前者は英語だけを学習すればよいが、後者は「土着語」に加えて国際語としての英語を学習するよう求められている。こうした不公正な国際言語秩序には、津田幸男が指摘しているように、様々な問題が伴わざるをえない。津田の整理に従えば、「(1)コミュニケーションの不平等と差別、(2)言語支配・言語抹殺、(3)文化の画一化、(4)情報の格差、(5)精神の植民地化、(6)英語を基盤とした表現の階級構造の形成」(津田 2003: 10)といった問題である (津田 2003: 10-23; 津田 2006: 第一部を参照)。そうした英語支配は国際秩序

の正当性にたいする疑念を引き起こし、国際秩序そのものを不安定化させかねない。

特に強調したいのは、国際語としての英語に不可避のイデオロギー性である。¹⁵⁾英語圏のアカデミズムやジャーナリズムは、普遍的に妥当する事実認識や価値判断を体现しているわけではない。すべての言語圏のそれらと同じく、当然、その社会の地理的・文化的・政治的偏見を免れてはいない。英語を国際語として使用すれば、英語圏という「窓」を通した世界こそが、あたかも世界そのものであるかのように思い込みやすい。ネイティブ英語と国際英語を概念上区別したとしても、実際にはネイティブ英語の世界観が国際英語の世界を侵食するであろう。この言語帝国主義に無自覚であるかぎり、相互理解・信頼、ひいては世界平和を築きあげることができないであろう。

第二に、英語は、学習するのが必ずしも容易ではない。たしかに、他のヨーロッパ諸語のように、名詞に性の区別があるわけではない。それゆえ、この点では相対的に容易である。しかし、特に次の三点において、英語を母語としない人々が英語を学習することは難しい。第一に、数多くの不規則性が存在していること。第二に、綴りと発音が一致しておらず、アクセントにも規則性がないこと。そして第三に、膨大な慣用表現（イディオム）が存在すること。これらの点は、国際語として英語を学習しようとする際、大きなハードルとなっている。そして、こうした英語の学習困難性は、国際格差（英語を国語とするネイション／英語を国語としないネイション）だけでなく、国内格差（英語を習得する諸条件を相対的に備えている人々／英語を習得する諸条件を相対的に備えていない人々）をもたらさざるをえないであろう。

要するに、中立性という点でも平易性という点でも、英語は国際語としての資格を欠いている。こうした英語批判にたいしては、英語を母語としない人々が現に使用しているような国際英語であれば、中立性や平易性の要件を相対的に満たしているのではないかと、という反論が生じるかもしれない（国際英語については、鈴木 1999; 船橋 2000; 鳥飼 2011などを参照）。たしかに国際英語は、ネイティブ英語信仰を打ち破るうえで有効な概念であろう。しかし、田中克彦が指摘しているように、「イングリック」のような国際英語は「露払い言語」にしかならないであろう。田中克彦によれば、

それは純正英語の話し手からは、あわれみとさげすみの入りまじったまなざしをむけられるであろう。／その結果は、イングリックのあわれな話し手たちは、ひたすら、イングリツシユの話し手へと向上し、出世しようとするであろうから、それは結局は、ますます純正英語へとせきたてる、英語への露払い言語にならざるをえないだろうと思う。(田中 2007: 32)

国際英語が「露払い言語」にしかならないとすれば、国際英語も結局、中立性や平易性の要件を備えた国際語としての地位を獲得することはできないであろう。中立性と平易性の要件を満たす国際語があるとすれば、エスペラント語を措いてほかにはないであろう。

第一に、エスペラント語を国語にしているネイションは存在しない。その意味において、中立的である。エスペラント語を国際語にすれば、いかなる人々も国語に加えて国際語としてのエスペラント語を学習することになるであろう。そうした中立言語を国際語として使用すれば、特定のネイションの言語ではないため、特定のネイションに有利になることも、逆に不利になることもないであろう。それゆえ、エスペラント語は中立性の要件を満たしている。

ヴァン・パレイスは、しかし、エスペラント語の中立性に疑義を呈している。ヴァン・パレイスによれば、中立性を強く解釈した場合、すべての言語から等距離であることを意味する(等距離性)。エスペラント語は、ヨーロッパでは等距離であるかもしれないが、地球規模では等距離ではない。他方、弱く解釈した場合、中立性は、すべての者にとって第一言語ではなく第二言語であることを意味する(非母語性)。エスペラント語の家庭で育った子どもにとっては、エスペラント語は第一言語であり、そうでない子どもとのあいだに格差が生じざるをえない。要するに、エスペラント語は英語に比べて中立的ではあるが、取るに足らない束の間のものでしかないというのである (Paris, 2011: 40-42)。

こうしたヴァン・パレイスの批判は一考に値するが、我々は「等距離性」論にも「非母語性」論にも同意できない。たしかにエスペラント語は、西洋諸言語をベースにしており、すべての言語から等距離というわけではない。しかし、絶対的に等距離の言語などというものは、そもそも創りえない。我々に必要なのは、相対的判断である。エスペラント

語は、特定のネイションの言語になっていない点、等距離性の要件を最も満たした言語である。⁽¹⁶⁾これに関連して、エスペラント語がヨーロッパ以上に熱心にアジアで受け入れられた歴史的事実を忘却するわけにはいかない(田中 2007: 第四章)。

「非母語性」については、どうであろうか。たしかにエスペランティストの家庭に生まれた子どもは「土着語」とエスペラント語のバイリンガルになるであろう。その結果、市民の間にエスペラント語能力の格差が生じることは否めない。しかし、エスペラント語は平易性を備えているため、言語能力の格差は、自然言語に比べて抑制されるであろう。加えて、基本文法等を記した『フンダメント・デ・エスペラント』が存在しているため、エスペランティストの家庭に生まれた子どもであっても「〈母語〉話者としての権威」(山本編著/白井・木村著 2004: 225)は与えられない。山本真弓||白井裕之||木村護郎クリストフによれば、

エスペラントの〈母語〉話者が、「そんな言い方はおかしい」と主張したとしても、その話法がフンダメントに反しない限りは、それは言語の創造の過程と位置づけられるのである。(山本編著/白井・木村著 2004: 225)

エスペラント語の平易性という第二の論拠に移りたい。エスペラント語は中立的な言語であるだけでなく、平易な計画言語でもある。複雑な文法を排し、可能なかぎり規則性を追求している。たとえば、名詞の語尾は *o* であり、形容詞の語尾は *a* であり、副詞の語尾は *o* である。定冠詞 *la* は、性・数・格によって変化しない。綴りどおりに発音すればよく、アクセントも最後から二番目の音節に置かれている。これら文法上の工夫に加えて、語彙上の工夫もなされている。ヨーロッパ言語を母語としている人々が連想しやすい語根を選択している。また、接頭辞や接尾辞により、語彙を記憶する負担を軽減している。たとえば、*easy* を意味する *facila* に、反対語をつくる接頭辞 *mal* を付ければ、*difficult* を意味する *malfacila* をつくることができる。こうした文法上、語彙上の工夫により、エスペラント語は平易性の要件も満たしている。

ヴァン・パレイスは、しかし、エスペラント語の平易性にも疑義を呈している。ヴァン・パレイスによれば、たしかにエスペラント語は英語に比べて平易である。しかし、エスペラント語も実際に使用されるようになれば、自然言語と同じように変化を免れえない。エスペラントの語彙もより短く、より不規則的なものに変化せざるをえないし、多くの語彙を英語から借用しなければならなくなる。要するに、エスペラント語は言われるほど平易ではないというのである (Van Parijs 2011: 42-46)。

ヴァン・パレイスの批判はここでも一考に値するが、やはり同意することはできない。たしかに、エスペラント語も自然言語と同じように、時代とともに変化してきたし、また変化していくであろう。しかし、イローナ・コウトニーが指摘しているように、エスペラント語が変化していくにしても、『フンダメント』が存在しているため、また第二言語・国際語として使用されるため、その平易性は、自然言語に比べて維持されやすいであろう (Koutny 2015: 246)。また、英語の語彙を借用したとしても、エスペラント語の規則に則って綴りを変化させれば、エスペラント語の平易性を損なうことはないであろう。

ここで、中立性と平易性を兼ね備えたエスペラント語がコスモポリタニズムに適合的な国際語であるだけでなく、リベラル・ナショナリズムにも適合的な国際語であることを強調しておきたい。ザメンホフによれば、人々が唯一の国際語 (エスペラント語) を学ぶようにすれば、自分の言語を徹底的に学ぶことができるであろう。また、各々の民族語も、近隣民族語の圧力から解放されて立派な言語に発展していくであろう (Zamenhof 2014: 11 || 61; Zamenhof 1997: 25)。リベラル・ナショナリストも、エスペラント語を国際語にすることを真剣に考えるべきであろう。

二 弁証法的発展

しかし、エスペラント語の中立性・平易性に同意する者であっても、エスペラント語を国際語にすることには同意しないかもしれない。いわく、たしかにエスペラント語は、英語に比べて中立的であり、また学習しやすい。それゆえ、英語よりも国際語に適している。しかし、米ソが激しく対立していた冷戦時代であればともかく、⁽¹⁷⁾ 少なくとも冷戦終結

後、英語は事実上、国際語としての地位を占めている。その一方で、エスペラント語を話す人々は必ずしも多くはない。インターネット上でエスペラント語を使用する人々は約二〇〇万人と推計されている(Wandel 2015)。QWERTYキーボード配列を変更することが難しいように、英語をエスペラント語に変更することは、不可能ではないにしても、ほぼ不可能に近いのではないか。

この批判は手ごわい。いったい、どのように応答すればよいのであろうか。ここで提案したいのは、英語とエスペラント語を対置する思考法を放棄することである。これに関連して、エスペランティストの政治理論家である寺島俊穂は、次のように述べている。

地球的な規模での民主主義を成り立たせるためには、民衆が対等にコミュニケーションできる必要がある。もちろん、まずはコミュニケーションできることが必要であり、そのために最も実用性のある英語が用いられるのも故なしとは言えない。しかし、理想的な国際言語秩序は、多言語主義と中立的な(どの民族語でもない)媒介言語によるコミュニケーションである。……現実には、大国の言語が国際語として用いられていくであろうが、対等な国際コミュニケーション手段として、とくに市民同士の直接的な相互理解・相互協力を対等な立場に立つて行なうための交流言語として、エスペラントは正当に評価されてしかるべきである。(寺島 2011: 50)

現実(実用的な英語)と理想(中立的なエスペラント語)を対置してしまえば、中立的なエスペラント語ではなく実用的な英語に軍配を上げる者も少なくないであろう。理想的には中立的なエスペラント語のほう望ましいが、現実的には実用的な英語を使用するしかない、と。こうした批判に対抗するためには、英語からエスペラント語への弁証法的発展という論拠で補強する必要があるのではないだろうか。〈英語の普及にもかかわらず〉ではなく〈英語の普及ゆえに〉英語はエスペラント語に道を譲らざるをえない、と捉えるのである。⁽¹⁸⁾

第一に、英語支配には様々な不正義をとまなう以上、英語支配への不満が高まらざるをえない。すなわち、英語が普

及すればするほど、学習者は、文法上の不規則性や綴りと発音の不一致といった英語学習の困難に直面せざるをえない。また、歴史的に発生してきた膨大なイデオムも、学習者を悩ませるに違いない。学習上の困難だけではない。英語支配に伴う不平等や文化支配もまた、世界各地で英語支配にたいする不満を引き起こすに違いない。〈英語の普及にもかかわらず〉ではなく、〈英語の普及ゆえに〉英語にたいする不満が高まっていくであろう。⁽¹⁹⁾

第二に、英語を母語とする人々のあいだにも不満が高まっていくであろう。英語が普及すれば、ネイティブ英語とは区別された国際英語——しかも多種多様な——が誕生するのは避けられない。ここでは、英語を母語とする人々は二つの英語に直面することになり、不満を抱くようになるであろう。たとえば、カタカナだけの日本語が国際語になった場合、日本人はいかなる感覚を抱くであろうか。おそらく、二つの日本語を使い分けなければならぬことに不満を覚えるであろう。⁽²⁰⁾ 同じように、ネイティブ英語と国際英語という二つの英語を使い分けるよう強いられた場合、英語を母語とする人々のあいだからも、国際英語にたいする不満、ひいては国際語としての英語にたいする不満が高まるであろう。〈英語の普及にもかかわらず〉ではなく、〈英語の普及ゆえに〉英語にたいする不満が高まっていくであろう。

第三に、英語の普及は、逆説的に聞こえるかもしれないが、エスペラント語の学習を容易にするであろう。日本エスペラント協会が発行する雑誌『エスペラント (La Revuo Orienta)』が「英語とエスペラント」という特集を組んだ際、幾人かのエスペラントイストが、エスペラント語の学習が英語の学習を容易にするだけでなく、英語の学習がエスペラント語の学習を容易にすると指摘している (日本エスペラント協会 2014: 86)。周知のように、エスペラント語は、英語を含むヨーロッパ諸語をベースにしている。英語が普及すれば、エスペラント語の学習は容易になるであろう。田中克彦が指摘しているように、「この「実のない英語」などの知識が準備してくれた沃野をエスペラントが大いに利用できる」「「チャンス」なのである (田中 2004: 17)」。〈英語の普及にもかかわらず〉ではなく、〈英語の普及ゆえに〉エスペラント語の学習は容易になるであろう。

要するに、英語の普及の延長線上にエスペラント語の普及の地平が開かれるであろう。⁽²¹⁾ しかし、各種政府の言語政策の変更なしには、エスペラント語が確固たる地位を占めることは難しいかもしれない。今後、エスペラント語が国際連

合 (UN) や欧州連合 (EU) などの公用語や作業語に追加されるか否かが試金石になるであろう (奈蔵 2002: 89 を参照)。二〇一二年調査では、「EU 諸機関は単一言語を採用」に賛成する EU 市民は五三% (強い賛成は二二%、弱い賛成は三一%)、他方「EU 内での全語の平等」に賛成する EU 市民は八一% (強い賛成は四六%、弱い賛成は三五%) に上っている (金箱 2014: 21)。こうした調査結果を踏まえれば、少なくとも EU において 에스ぺ란토 語が採用される可能性は十分にありうるだろう。現在、エスペ란토 語を EU の公用語の一つにすることを求めるインターネット署名も実施されている⁽²²⁾。

英語時代という現代的条件は、しかし、エスペ란토 語自体にも変容を迫らざるをえない。エスペ란토 語は、ヨーロッパ諸言語の語彙に依拠するところが大きい。ザメンホフは「語彙の材料はロマン・ゲルマン系で、国際語が要求する規則性やその他の重要な条件に合う程度の変更を加えたものでなければならぬ」という確信を抱いていた (Zamenhof 2009: 113 || 116)⁽²³⁾。当時のヨーロッパの言語状況を考えると、ごく自然な選択だったのである。しかし英語時代においては、間違いなく英語的な語根の使用が増えていくであろうし、増やしていくべきであろう。たとえば「私は活動する」と言いたい場合、*mi agadas* ではなく、英語から連想しやすい *mi aktivas* を使用するというように⁽²⁴⁾。とはいえ、混乱を招かないためにも、基本的な語彙は可能なかぎり維持し、英語的な語根を採用するにしても慎重に採用していくべきであろう⁽²⁵⁾。

たしかに、ザメンホフは『フンダメント』において、エスペ란토 語の不可侵の基礎を定めている。しかしそれは、新しい単語を追加することを禁じているわけではない。そもそも、ザメンホフ自身が『国際語』(一八八七年)において、すべての文明世界 (*tuta klera mondo*) において知れ渡っている単語を可能なかぎり選択したと明言している (Zamenhof 2009: 46 || 45-47)。単語を創造する際、プラグマティックに選択していたのである。加えて、ザメンホフは次のようにも述べている。「おそらくエスペ란토 の発展は、その他の言語と同様に、自然の成り行きにしたがって、すなわち新語と古語の交替という不断の過程に則して、おこなわれてゆくだろう」(ザメンホフ 1997: 271)。

ここで、言語学者・田中克彦の言葉に耳を傾けたい。「今の時点で、もしエスペ란토 語が作られたら、どんなものに

なったであろうか」(田中 1993: 246)。我々に必要なのは、かつてザメンホフが創った 에스ペラント語を墨守する教条主義的態度ではなく、ザメンホフが英語時代に生きていたとすれば、いかなる 에스ペラント語を創ったのか、このことに想像力を働かせつつ、英語時代における 에스ペラント語を發展させていくことであろう。そのために必要なのは、英語的な語根を慎重に採用していくことであろう。そもそも英語は、ザメンホフが平易な文法を編みだす契機となった言語である (Zamenhof 2009: 106-107-108; ザメンホフ 1997: 161-162; Korzhenkov 2010: 13)。現在でも英語は、 에스ペラント語に活力を与えうる好敵手 (rivalo, rival) である。英語時代においては、柔道の場合のように、英語の力を利用して 에스ペラント語の普及を図るべきであろう。「柔よく剛を制す」戦略によってこそ、 에스ペラント語は普及していくに違いない。

第五節 結論

本稿で我々は、英語から 에스ペラント語への弁証法的發展という論拠を追加し、 에스ペラント語を国際語として擁護してきた。すなわち、〈英語の普及にもかかわらず〉ではなく、〈英語の普及ゆえに〉 에스ペラント語が普及していくであろうと論じてきた。また、英語時代という現代的条件を踏まえ、英語的な語根を慎重に採用していくべきであるとも論じてきた。こうした主張が正しいか否かは、後世の判断に委ねるしかない。特に、弁証法的發展というテーゼについては、経験的研究によって検証される必要があるだろう。しかし、次の点は確実であるに違いない。数十年後か数百年後かは分からないにしても、歴史は不変ではありえず、いわんや不正義はそのままでありえない。「政治では一週間は長いかもされないが、言語学では一世紀でも短い」(Crystal 2003: 123)。言語政治学は、数十年先、数百年先の世界を見据えつつ、公正な国際言語秩序とは何かを探究していくべきであろう。

* 二〇一三年五月六日、岡崎がウェブサイトで本稿第四節の着想を公表した(ただし、ウェブサイトの移設に伴

い、二〇一四年九月二二日に非公開としている)。その後、二〇一四年五月一七日の九州大学政治研究会において、岡崎が「Dialektika Defendo de Esperanto (エスペラントの弁証法的擁護)」と題する報告を二言語(エスペラント語と日本語)で行い(本稿第四節の原型)、鎌田が司会を担当した。その後、岡崎と鎌田が共同研究を推進し、同報告を発展させる形で本稿を完成させた。両者の見解が一致しなかった箇所については、鎌田の見解を注記している。最後になったが、草稿にたいする有益なコメントを頂いた寺島俊穂・関西大学教授と岡崎明子氏に感謝したい。

注

- (1) エスペランティストのなかには、国家や民族を越えた民衆間の交流を重視して「民際語」の概念を使用する者もいる(寺島 2011: 57-58を参照)。我々もそう考えたが、「民際語」の概念ではネイションが軽視されてしまうのではないかも危惧している。そのように考え、ここでは「民際語」ではなく「国際語」の概念を使用することにした。
- (2) フィリップソンは『英語だけのヨーロッパ?』(二〇〇三年)において、「通訳のための唯一の中間言語(pivot language)、EUの全文書の起草言語としてエスペラント語を採用することに十分な財政措置を取ること」を「最良のシナリオ」の一つに掲げている(Phillipson 2003: 177)。しかし最近の論文では、エスペラント語への言及は消えている(Phillipson 2016)。
- (3) 「土着語」(the vernacular)という概念が曖昧であることは否めない。ピーター・アイヴズは、キムリックが「土着語」を「国語」(national language)、「共通語」(common language)、「それどころか「母語」(native tongue)と同義語として用いているようにみえる」と指摘している(Ives 2015: 58-59)。事実、キムリック(とパッテン)は「国語」(national language(s))——カッコ付の複数形になっていることに注意——による政治を「土着語による政治」と言い換えている(Patten and Kymlicka 2003: 10)。
- (4) 岡崎も鎌田もリベラル・ナショナリズムを評価しているが、鎌田はネイションの否定的側面を岡崎以上に警戒すべきではないかと考えている。
- (5) ヴァン・パリースやヴァン・パリースと表記されることが多いが、より原音に忠実にヴァン・パレイスと表記したい。
- (6) ここで「エスペラント」ではなく「エスペラント語」と表記しているのは、言語に徹したほうがエスペラント語はかえって普及するのではないかと、という価値判断に基づいている。エスペラントは、相互理解や平和といった崇高な理念をとまっている。たしかに我々は、エスペラントの「内在的理念」(interna ideo)に共感している。しかし、そうした理念を強調すればするほど、エスペラント語は一部のコミュニティの壁を越えることができないのではないかと。そうした価値判断に基づいて「語」を付けている。ただ

し、鎌田は見解を異にしており、エスペラントの「内在的理念」を強調し、「エスペラント」と表記すべきなのではないか、と考えている。

(7) 本稿では、言語民主主義の観点からエスペラント語を擁護している。他方、言語権（より広くはコミュニケーション権）の観点からエスペラント語を擁護することもできるであろう（タニ 2003: 20-34; まし「2003: かじや 2005」）。しかし「プラハ宣言」第五条解題が明記しているように、言語権は、エスペラント語の使用を強制されない権利も擁護することになるであろう（ヨアヒム・モリーツ 1999: 194-195）。津田幸男も「共通語を使う一言語型コミュニケーションは「コミュニケーション権」を圧迫することになると言える」と指摘している（津田 2003: 190-191）。

(8) キムリックに好意的な政治理論家（施 2010: 315-317; 施 2015: 103-107）もキムリックに批判的な政治理論家（古賀 2014: 190-193）も、「土着語の政治」を解釈する際、リベラル・ナショナリズムないしナショナル・デモクラシーに引きつけられている。

(9) この文章は「Kymlicka 2002: 314-2005: 456」にも存在する。

(10) この論点は「岡崎がプロゾ記事（二〇一五年一〇月二二日）で提起している（<http://aktiv.sblo.jp/article/166158520.html>）。

(11) この特集は『言語的正義——ヴァン・パレイスとその批判者たち』として出版されている（De Schutter and Robichaud eds. 2016）。
(12) ヴァン・パレイスは、正義論で使用される「マキシミン」(maximin) と区別するために「マキシ・ミン」(maxi-min) と表記している。「マキシミン」(maxim) とは反対に、「マキシ・ミン」言語は、優位に立つ集団の言語になりやすい。また、言語選択が最もうまくいくのは、聴衆の語学力について確実な知識を持っている場合である（Van Paris 2011: 212, n. 10）。

(13) ヴァン・パレイスの概念は、必ずしも安定していない。序論では「除去しないし最小化する」(remove or minimize) となっているが（Van Paris 2011: 4）「第二章冒頭では「除去しないし軽減」(removing or alleviating) となっている（Van Paris 2011: 50）。結論では「縮小する」(shrink)「縮小し、それによって逆転しやすくなる」(shrink, indeed even be reversed) に変化している（Van Paris 2011: 208）。

(14) アンナ・スティルツは「言語的領土性」ではマイノリティの言語権を保障できないと批判し、複数公用語主義 (official multilingualism) を提唱している（Stütz 2016: 98-103, cf. Van Paris 2016: 148-149）。

(15) ダグラス・ラミスの「イデオロギーとしての英会話」論（ラミス 1976）や小田実の「イングラント」論（小田 1974; 小田 1989）はネイティブ英語のイデオロギー性を明らかにした点で示唆に富む。なお、「イングラント」は、イングリッシュとエスペラントを組み合わせた小田の造語である。小田によれば、「ベツに「エスペラント」化した「イングリッシュ」という意味ではない。「エスペラント」のように普遍的に国際語として機能する「イングリッシュ」という意味のことだ」（小田 1989: 84）。

- (16) たしかに、距離が近いほど学習が容易であり、遠いほど困難である。しかし、距離が近いゆえに困難が生じるかもしれない。たとえば、距離が遠ければ綴りの間違いは生じにくいのが、距離が近い場合、かえって間違いが生じやすくなるかもしれない。たとえば「教授」を意味する *profesoro* の綴りは、*professor* (英)、*professeur* (仏)、*Professor* (独)、*professore* (伊) と似ているがゆえに間違いやすいかもしれない。この点が距離の相違をどれくらい「相殺」するかは経験的研究をまたなければならぬが、考慮すべき点であろう。
- (17) 梅棹忠夫は、一九五〇年に書かれたと思われるエッセイにおいて、エスペラント語は「鉄のカーテンのどちら側にも通用する」と論じていた(梅棹 1994: 6)。
- (18) ラインハルト・ゼルテンは、エスペラント語の学習が他の外国語の学習を容易にするという「経済的合理性」を論拠にして、エスペラント語が「最終勝利」するであろうと論じている (Selten 1998: 175-176)。しかし、英語だけを学ぶほうが経済的に合理的なのではないか、という批判に耐えようにはみえない。それゆえ、我々はこの「ゲーム理論」に与しない。
- (19) 多くはないかもしれないが、英語を母語とする人々のなかにも英語支配を批判的に捉える人々がいることにも注意を喚起しておきたい。イギリス人のデイビッド・カーティスは『エスペラント (La Revuo Oriental)』に寄せたエッセイにおいて、次のように述べている。「あなたの生徒に次のことを伝えてください。言語の正義を信じ、生まれながら英語が話せるために外国人よりも有利であることを好まないイギリス人が、少なくとも一人はいることを」(日本エスペラント協会 2014: 3)。
- (20) 奈蔵正之は、英語を相対化するための一つの方策として「イージー・ジャパニーズ」を提案している(奈蔵 2002: 88-89)。興味深い提案ではあるが、同意することは難しい。仮に「イージー・ジャパニーズ」が普及すれば、日本語を母語としない人々だけでなく日本語を母語とする人々にも、その使用が求められる機会が増えるであろう。そうなれば、「イージー・ジャパニーズ」への不満が高まるであろう。
- (21) ただし鎌田は、「英語からエスペラント語へ」転換するにしても、「英語とエスペラント語」や「英語と中国語とエスペラント語」といった過渡的時代が比較的長く続くであろうとの見通しを立てている。そして、そうした過渡的時代において、エスペラント語は、英語(や中国語など)のイデオロギー性を相対化するのに寄与するであろうと判断している。
- (22) https://secure.avaz.org/jp/petition/Esperanto_langue_officielle_de_l'UE/ を参照。すでに一万人以上が署名をしている(最終閲覧：二〇一六年一月二三日)。
- (23) 水野義明は「romana-germana」を「フランス語やドイツ語などロマンス・ゲルマン系の言語」と翻訳しているが(ザメンホフ 1997: 164)、誤解を招く翻訳であるかもしれない。

(24) この例は、寺島俊穂・関西大学教授にご教示いただいた(二〇一五年一月一九日付電子メール)。

(25) 寺島俊穂・関西大学教授のコメント(二〇一五年一月一九日付電子メール)を検討し、英語的な語根を採用するにしても慎重に採用すべきだとの結論に達した。

引用文献

(1) 日本語文献

- 内田智 2014 「熟議デモクラシー、国境横断的なその制度化の課題と可能性——欧州における討論型世論調査の試みを一例として」、日本政治学会編『年報政治学2013-II 危機と政治変動』、二〇八—二二九頁。
- 梅棹忠夫 1994 『エスペラント体験』日本エスペラント図書館行会。
- 小田実 1974 「英語、そして、ことばについて」、小田実『状況から』所収、岩波書店、二三七—二六九頁。
- 小田実 1989 『小田実の英語五〇歩一〇〇歩』河合文化教育研究所(河合ブックスレット)。
- かどやひでのり 2005 「言語権のひとつの帰結としての計画言語」、「社会言語学」V、三五—五一頁。
- 金箱秀俊 2014 「ヨーロッパの言語状況とその課題——日本の言語問題に示唆するもの」、「レファレンス」第七五六号、七一—三三頁。
- 木下徹 2008 「母語が違おうと英語の情報処理時の負荷が異なるか」、「英語教育」第五六巻第一号、二六—二八頁。
- 木村護郎クリストフ 2013 「書評 「英語のメガホンをとれ！」——世界の英語化による公正のすすめ」、「社会言語学」XIII、一八七—一九三頁。
- 古賀敬太 2014 『コスモポリタニズムの挑戦——その思想史的考察』風行社。
- 白川俊介 2012 『ナショナリズムの力——多文化共生世界の構想』勁草書房。
- 杉田敦 2001 『デモクラシーの論じ方——論争の政治』筑摩書房(ちくま新書)。
- 鈴木孝夫 1999 『日本人はなぜ英語ができないか』岩波書店(岩波新書)。
- 施光恒 2010 『ボーダーレス世界を疑う——「国作り」という観点の再評価」、中野剛志編『成長なき時代の「国家」を構想する——経済政策のオルタナティブ・ヴィジョン』所収、ナカニシヤ出版、三〇九—三二七頁。
- 施光恒 2015 『英語化は愚民化——日本の国力が地に落ちる』集英社(集英社新書)。
- 田中克彦 1993 『国家語をこえて——国際化のなかの日本語』筑摩書房(ちくま学芸文庫)。
- 田中克彦 2004 『一〇〇〇号記念誌に寄せて』『エスペラント (La Revuo Orienta)』第七二巻第六号(特集『La Revuo Orienta n-ro

1000)」、一七頁。

田中克彦 2007 『エスペラント——異端の言語』岩波書店（岩波新書）。

タニヒロユキ 2003 『エスペラントとグローバル化——民衆語とは何か』日本エスペラント図書刊行会（モバード新書）。

津田幸男 1990 『英語支配の構造——日本人と異文化コミュニケーション』第三書館。

津田幸男 2003 『英語支配とは何か——私の国際言語政策論』明石書店。

津田幸男 2006 『英語支配とことばの平等——英語が世界標準語でいいのか？』慶應義塾大学出版会。

寺島俊穂 2011 『エスペラントと平和の条件——相互理解と言語民主主義』日本エスペラント図書刊行会。

寺島俊穂 2013 『現代政治とシティズンシップ』晃洋書房。

寺島俊穂 2015 『国際語』、押村高編『政治概念の歴史的展開 第七巻』所収、晃洋書房、二二三—二四四頁。

鳥飼玖美子 2011 『国際共通語としての英語』講談社（講談社現代新書）。

永井忠孝 2015 『英語の害毒』新潮社（新潮新書）。

奈蔵正之 2002 『国際コミュニケーションと言語(2)——「国際言語民主主義」は可能か』、『弘前大学コミュニケーション研究会年報』第二号、四四—八九頁。

日本エスペラント協会 2014 『エスペラント (La Revuo Orienta)』第八二巻第六号（特集「英語とエスペラント」）。

船橋洋一 2000 『あえて英語公用語論』文藝春秋（文春新書）。

ましこ・ひでのり 2003 『公教育におけるエスペラント履修と言語権』、『エスペラント研究』第二号、七—二五頁。

山本真弓編著／白井裕之・木村護郎クリストフ著 2004 『言語的近代を超えて——多言語状況を生きるために』明石書店。

ヨアヒム・モーリッツ、ウヴェ 1999 『言語権』とは——プラハ宣言第五条解題』北川久訳、言語権研究会編『ことばへの権利——言語権とはなにか』所収、三三社、一九四—一九八頁。

ラミス、ダグラス 1976 『イデオロギーとしての英会話』、ダグラス・ラミス『イデオロギーとしての英会話』所収、斎藤靖子ほか訳、晶文社、一七—三七頁。

リンス、ウルリッヒ 1975 『危険な言語——迫害のなかのエスペラント』栗栖継訳、岩波書店（岩波新書）。

ザメンホフ、L・L・ 1997 『国際共通語の思想——エスペラントの創始者ザメンホフ論説集』水野義明編・訳、新泉社。

② ネボタカシの言語と文化

- Ammon, Ulrich 2012 “Language Policy in the European Union (EU),” in *Cambridge Handbook of Language Policy*, ed. by Bernard Spolsky. Cambridge University Press, pp. 570-591.
- Archibugi, Daniele 2005 “The Language of Democracy: Vernacular or Esperanto? A Comparison between the Multiculturalist and Cosmopolitan Perspectives,” *Political Studies*, Vol. 53, No. 3, pp. 537-555.
- Bonotti, Matteo 2013 “Politics without the Vernacular: Liberal Culturalism and the Language Policy of the European Union,” *Politics*, Vol. 33, No. 3, pp. 196-206.
- Burke, Peter 2004 *Languages and Communities in Early Modern Europe*, Cambridge University Press. [ユーター・ベーン『邦語ローマの言語と社会——印歐の黎明からフランス革命まで』原題『邦語書』二〇〇六年〕
- Crystal, David 2003 *English as a Global Language*, Second Edition, Cambridge University Press.
- De Schutter, Helder and David Robichaud, eds. 2016 *Van Parisian Linguistic Justice—Context, Analysis and Critiques*, in *Linguistic Justice: Van Paris and his Critics*, eds. by Helder De Schutter and David Robichaud, Routledge, pp. 1-26.
- Ives, Peter 2015 “Global English and the Limits of Liberalism: Confronting Global Capitalism and Challenges to the Nation-State,” in *Language Policy and Political Economy: English in a Global Context*, ed. by Thomas Ricento, Oxford University Press, pp. 48-71.
- König, Thomas 2001, “The Hegemony of Multiculturalism: A Comment on Will Kymlicka’s Theory of Nationalism,” *Politika Misoa*, Vol. 38, No. 5, pp. 48-61.
- Korzenkov, Aleksander 2010 *Zamenhof: The Life, Works and Ideas of the Author of Esperanto*, trans. by Ian M. Richmond and ed. by Humphrey Tonkin, Mondial.
- Koutny, Iona 2015 “Can Complexity be Planned?” *Interdisciplinary Description of Complex Systems*, Vol. 13, Issue 2, pp. 236-249.
- Kymlicka, Will 2001 *Politics in the Vernacular: Nationalism, Multiculturalism, and Citizenship*, Oxford University Press. [キムリック『土着語の政治——ナンヨリスム・多文化主義・ミニマム・ニッポン』岡崎晴輝／施光恒／竹島博之監訳／法政大学出版局 二〇一二年〕
- Kymlicka, Will 2002 *Contemporary Political Philosophy*, 2nd edition, Oxford University Press. [W・キムリック『新版 現代政治理

- 論』日本経済新聞社「千葉真／國語科難題新代表」二〇〇五年。〕
- Oster, Nicholas 2010 *The Last Lingua Franca: English until the Return of Babel*, Walker Publishing Company.
- Patten, Alan and Will Kymlicka 2003 "Introduction: Language Rights and Political Theory: Context, Issues, and Approaches," in *Language Rights and Political Theory*, eds. by Will Kymlicka and Alan Patten, Oxford University Press, pp. 1-51.
- Peled, Yael 2015 "Philippe Van Parijs: Linguistic Justice for Europe and for the World," in *Language Policy and Political Theory: Building Bridges, Assessing Breaches*, eds. by Thomas Ricento, Yael Peled and Peter Ives, Springer, pp. 119-121.
- Phillipson, Robert 1992 *Linguistic Imperialism*, Oxford University Press. [ロビン・フィリップソン『言語帝国主義——英語の国際的覇権』平田雅也訳、三民社、二〇一三年。]
- Phillipson, Robert 2003 *English-Only Europe?: Challenging Language Policy*, Routledge.
- Phillipson, Robert 2009 *Linguistic Imperialism Continued*, Routledge.
- Phillipson, Robert 2012 "Review Essay: Languages, Genocide and Justice in the European Integration Process," *Journal of Contemporary European Studies*, Vol. 20, No. 3, pp. 377-381.
- Phillipson, Robert 2016 "Linguistic Imperialism of and in the European Union," in *Revisiting the European Union as Empire*, eds. by Hartmut Behr and Yannis A. Stivachtis, Routledge, pp. 134-163.
- Reaume, Denise 2016 "Lingua Franca Fever: Sceptical Remarks," in *Linguistic Justice: Van Parijs and his Critics*, eds. by Helder De Schutter and David Robichaud, Routledge, pp. 63-77.
- Selten, Reinhard 1998 "La Fina Venko—Ludoteoria Modelo," in *Al Lingua Democratica: Towards Linguistic Democracy: Vers la Démocratie Linguistique*, Universala Esperanto-Asocio, pp. 175-176.
- Stilz, Anna 2016 "Language, Dignity, and Territory," in *Linguistic Justice: Van Parijs and his Critics*, eds. by Helder De Schutter and David Robichaud, Routledge, pp. 92-104.
- Van Parijs, Philippe 2011 *Linguistic Justice for Europe and for the World*, Oxford University Press.
- Van Parijs, Philippe 2016 "Lingua Franca and Linguistic Territoriality: Why They Both Matter to Justice and Why Justice Matters for Both," in *Linguistic Justice: Van Parijs and his Critics*, eds. by Helder De Schutter and David Robichaud, Routledge, pp. 138-154.
- Wandel, Amri 2015 "How Many People Speak Esperanto? or: Esperanto on the Web," *Interdisciplinary Description of Complex*

Systems, Vol. 13, Issue 2, pp. 318-321.

Zamenhof, L. L. 2009 『Nova Zamenhofa Legolibro (新ザメンホン読本)』川西徹郎編、日本 에스ペラント学会。

Zamenhof, L. L. 2014 『Esenco kaj Estonteco de la Ideo de Lingvo Internacia (国際語思想の本質と将来)』水野義明訳、日本 에스ペラント学会。